

○厚生労働省告示第四百十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社中部衛生検査センターについて、平成二十二年十二月二十日をもって次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣 細川 律夫

廃止する事業所の名称	廃止する事業所の所在地
株式会社中部衛生検査センター本社三階	静岡県島田市島六百六十三番地の三